

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。



住民票

(個人の場合)

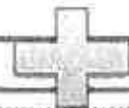
資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。



宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 28 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 2 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 2 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 3 月 13 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



16

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 429, 000 1, 943, 200	一括	485, 800	36, 325	11, 300
1	2, 257, 000				
2	172, 000				



物 件 目 録

1 所 在 仙台市太白区ひより台

地 番 1番20

地 目 宅地

地 積 196.82平方メートル

持分2分の1

2 所 在 仙台市太白区ひより台1番地20

家屋 番号 1番20

種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階87.48平方メートル

2階31.59平方メートル

持分2分の1



物 件 明 細 書

令和 7年11月27日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 平 塚 秀 喜

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者Aが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

本件土地及び建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 仙台市太白区ひより台

地 番 1 番 2 0

地 目 宅地

地 積 196.82 平方メートル

持分 2 分の 1

2 所 在 仙台市太白区ひより台 1 番地 2 0

家屋 番号 1 番 2 0

種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 87.48 平方メートル
2 階 31.59 平方メートル

持分 2 分の 1



令和7年(ヌ)第63号
令和7年7月31日受理
令和7年9月4日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 鈴木元光 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 仙台市太白区ひより台
地 番 1 番 20
地 目 宅地
地 積 196.82 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1
- 2 所 在 仙台市太白区ひより台 1 番地 20
家屋 番号 1 番 20
種 類 居宅
構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
床 面 積 1 階 87.48 平方メートル
2 階 31.59 平方メートル
共有者 A 持分 2 分の 1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	仙台市太白区ひより台21番14号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者A ☒ その他の者B（目的外共有持分権者） 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 ☐ ある		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件 1, 2 について

A, B間の各共有持分の利用に関する取り決めや償金の遣り取りに関する資料は見当たらず, 判然としない。

■ 物件 1 について

1 南西側で接する仙台市所有の 1 番 7 9 公衆用道路は, 市道「ひより台中央通線」であり, 北西側で接する同市所有の 1 番 9 6 公衆用道路は, 市道「ひより台五丁目線」である。両者共に建築基準法第 4 2 条 1 項 1 号道路に指定されているものの, 後者は, 物件 1 と高低差がある故, 接道としては機能しない。

2 敷地南西側に一台分の駐車スペースがある。

■ 物件 2 について

1 建物は各所に経年相当の劣化が観られる。

2 室内の殆どは生活ゴミで溢れている。

3 北西端に下屋が設置されている。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 仙台市太白区役所 道路課，町並み形成課	南西側で接する仙台市所有の1番79公衆用道路は，市道「ひより台中央通線」であり，北西側で接する同市所有の1番96公衆用道路は，市道「ひより台五丁目線」です。両者共に建築基準法第42条1項1号道路に指定されています。
■ 近隣居住者	本物件は数年前から人の出入りはなく，敷地は雑草が繁茂し，強風の時には店の看板が落下しそうになるなど，迷惑を蒙っています。

(注) チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 令和7年8月1日に物件を確認をした際、玄関戸の隙間には郵便物が多量に挟まっている様子が確認された外、敷地は雑草が繁茂しており、建物北西側の下屋内には店舗で使用されたと思しき酒類ケースが放置される等、空き家であることが窺われた案件である。
- 2 そこで、念の為区役所にAの身分及び居住に関する証明書を請求したところ、本物件は、元来Aの父Cが店舗として所有していたが、母D及びC歿後、債務者A及び目的外共有持分権者Bが共同で相続したこと、並びにAは本物件に住所を置いているが、Bは別所に住所を定めていることが判明した。
- 3 同月25日に現況調査日時を9月1日午後1時30分と定めた通知書をA宛てに郵送すると共に目的外共有持分権者たるBにも宛て、同様の通知書を送付したものの、双方から返事は得られなかった。
- 4 占有状況が明らかにならないので、8月28日午前9時に再度本物件を訪問したが、声掛けに反応が無かったのみならず、25日に当職が送付した現況調査実施通知書も玄関戸の隙間に挟まれたままとなっていた外、近隣居住者に本物件の安否を尋ねるに、数年前から人の出入りはなく、敷地は雑草が生い茂り、強風時には店の看板が落ちそうになる等の迷惑を蒙っているやに伺った。
- 5 予定した9月1日の調査も不在であることが強く窺われた故、技術者等を手配の上臨場し、建物内に立ち入ったところ、玄関先にはA宛の郵便物が堆積し、居間には平成29年の暦が掛けられたままになっていた外、居住区画は生活ゴミで覆われ、店舗部分も全く片付けられていない状態で埃に塗れていた。
- 6 以上の状況から、本物件は平成29年頃から、Aが空き家の状態で占有するものと認定した。
- 7 なお、A、Bは兄弟であつて、各共有持分はCの相続に起因するものであり、斯くの如き状況下では、経験上その利用に関する取り決めや金銭の遣り取りは無い場合が殆どであるものの、本件では関係人の陳述等が得られず判然としない。
- しかしながら、少なくとも本物件内には上記の利用に関する取り決めや金銭の遣り取りを窺わせる資料は存せず、更にBについては平成29年10月13日に婚姻を原因として現住所地に転居したこと、Aについても同時期から本物件を空けていることが窺われ、爾後、本物件を利用する者はいないのであるから、そもそもA、B間には取り決め等は存しないことも考え得る。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年8月1日 (金) 8:00-8:20	物件所在地	物件確認, 写真撮影
7年8月1日 (金) 13:00-13:10	仙台市役所資産課税課	物件2の平面図(間取図)請求(8月18日郵送受領)
7年8月4日 (月) 13:00-13:30	太白区役所道路課, 街並み形成課, 区民課	物件1の接道等について聴取, Aらの居住に関する資料受領
7年8月21日 (木) 13:00-13:20	仙台北法務局	周辺地の登記事項証明書受領(登記記入未了につき, 本物件の登記事項証明書受領能わず)
7年8月25日 (月) 13:00-13:20	仙台北法務局	本物件の登記事項証明書受領
7年8月28日 (木) 9:00-9:10	物件所在地	占有調査, 占有者不在につき外観調査, 近隣住民から本物件の占有状況等聴取
7年9月1日 (月) 13:30-14:20	物件所在地	立入調査, 間取り確認, 写真撮影等, 評価人帯同

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

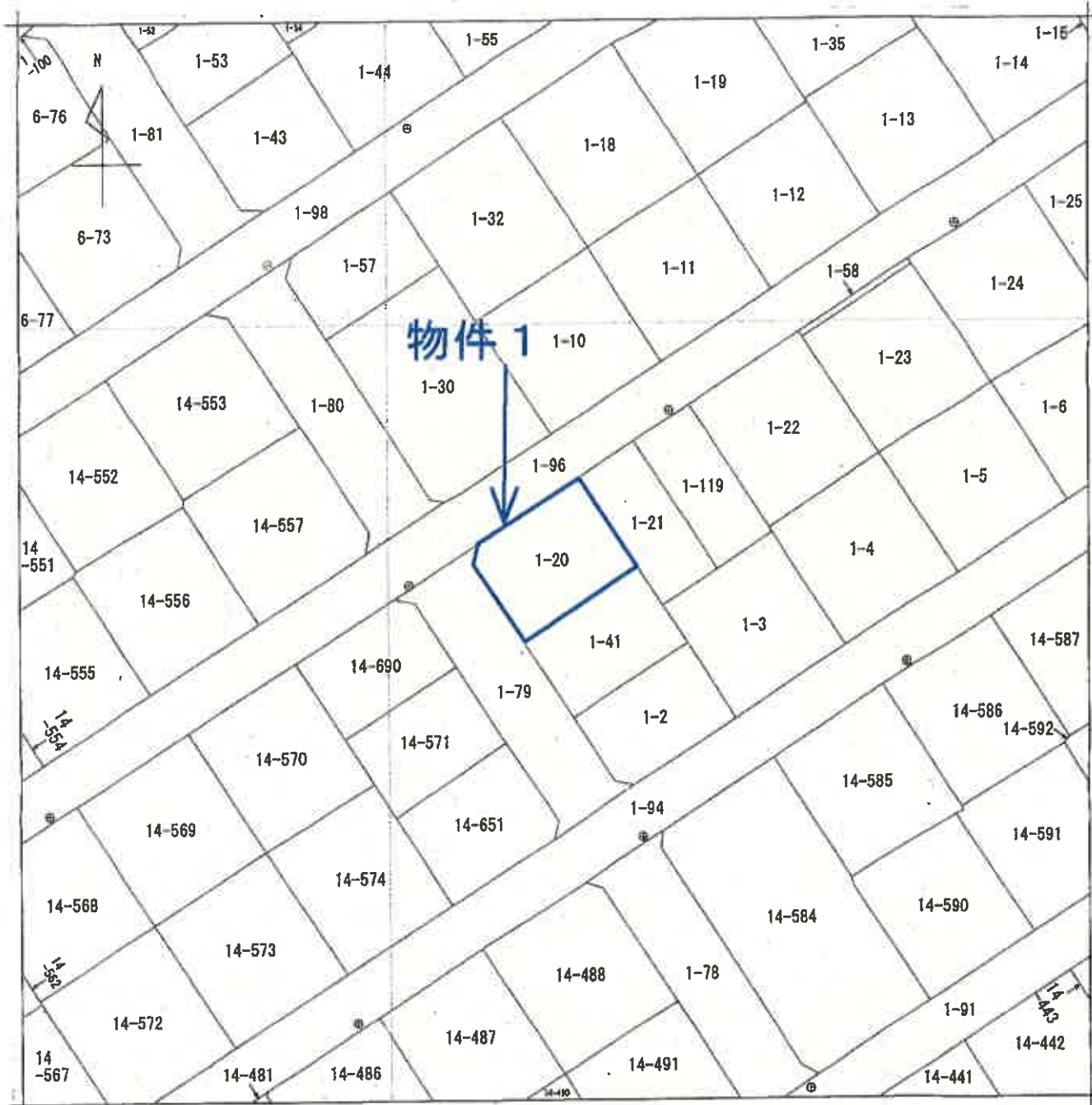
☒ 令和7年9月1日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Eを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

公函写



ひより台

A 4判に縮小

請求 部 分	所 在				仙台市太白区ひより台		地 番	1番20	
出 力 縮 尺	1/500		精 度 区 分	甲一	座標系 番号は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)	
種 類	法務局作成地図								
作成 年月日	平成16年3月5日				備 付 年月日 (原図)	平成16年3月24日			補 記 事 項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

各階平面図

1 番 20

建物階平面図

仙合市船塚字四郎太・1 番地 20

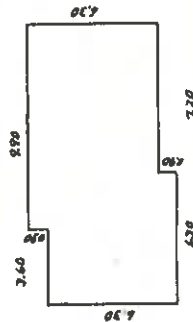
建物の所在

ひより台

物件 2

物件 2

1 階



床面積

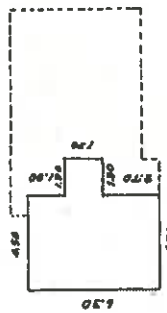
$$3.60 \times 6.30 = 22.6800$$

$$2.70 \times 7.20 = 19.4400$$

$$7.20 \times 6.30 = 45.3600$$

$$\text{計} \quad 87.4800 \text{ m}^2$$

2 階



床面積

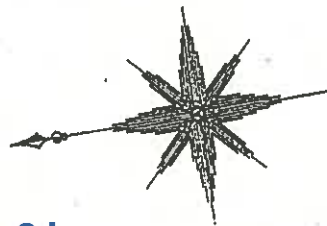
$$4.50 \times 6.30 = 28.3500$$

$$1.80 \times 1.80 = 3.2400$$

$$\text{計} \quad 31.5900 \text{ m}^2$$

A 4 判に縮小

凡例 写真 (撮影場所)



作製者

縮尺 1/250

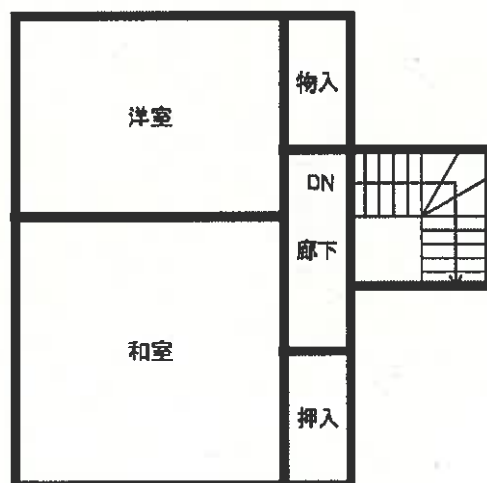
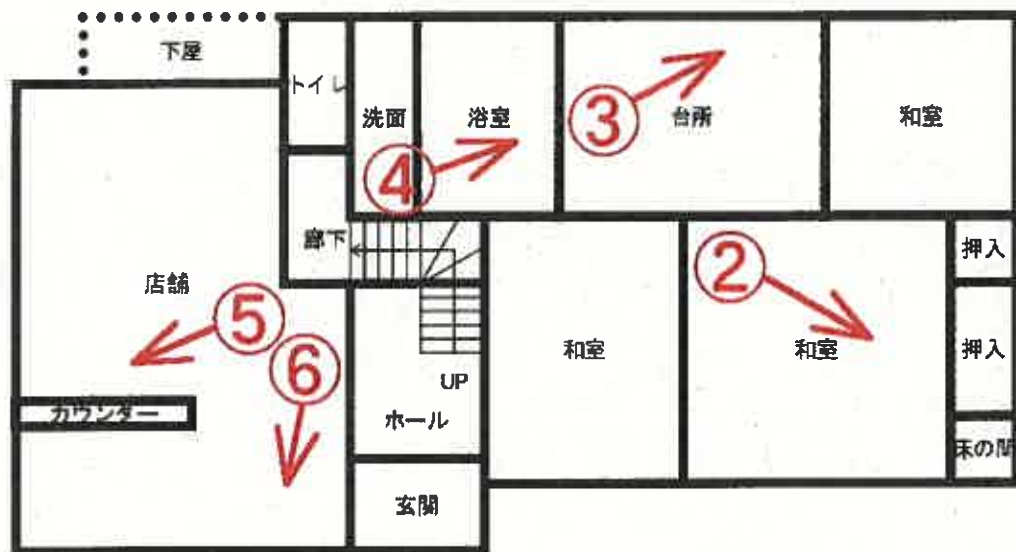
申請人

縮尺 1/500

(日量 12)

(車道幅)

間 取 図



凡例 ♂写真 (撮影場所)
(9 枚目)



写真 1

下屋

物件2



市道「ひより台五丁目線」
市道「ひより台中央通線」

物件1

写真 2

以下物件2の内部の状況(写真2ないし6)



(10枚目)

写真 3



写真 4



(11枚目)

写真 5

店舗内の状況



写真 6

厨房



写真 7



物件1

駐車スペース

写真 8

物件2



市道「ひより台五丁目線」

(13枚目)

令和7年(ヌ)第63号
令和7年9月1日 現地調査
令和7年9月19日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 真木 芳美

第1 評価額

一括価格	
金 2,429,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 2,257,000円
物件2（建物）	金 172,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	仙台市地下鉄東西線「八木山動物公園」駅の北西方約3.0km(道路距離) (後添位置図参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産は、高台に整備された住宅団地に存する。周囲には、生活利便性施設は少ないが閑静な住環境が保たれている。これまで低金利等を背景に対象不動産の存する郊外部の団地では、住環境の良さや相対的な割安感から、底堅い不動産産需要が見られてきた。しかしながら、その動きも金利上昇や建設資材の高騰などの経済情勢から、需要はやや減少傾向にある。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 指定50% 指定80% なし 第1種高度地区
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面の状況 そ の 他	196.82㎡ 約11m×約16m ほぼ整形 平坦 角地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	○南西側幅員約8m、市道、舗装(有)、ほぼ等高に接面 建築基準法上：第42条1項1号道路に該当 ○北西側幅員約6m、市道、舗装(有)、ほぼ等高に接面 建築基準法上：第42条1項1号道路に該当	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり 下 水 道 あり ガス配管 あり	
	(注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定しがたい。
特 記 事 項	北西側の市道とは高低差があるため、南西側の市道より出入りしている。 敷地南西側に一台分の駐車スペースがある。

2 建物の概況及び利用状況等(物件2)

区 分	主である建物：家屋番号 1 番 2 0	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記上） 経過年数 経済的残存耐用年数	昭和46年11月29日新築、昭和55年1月11日変更、増築 54年 経済的耐用年数は満了している
構 造	木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕 様	外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	モルタル吹付 クロス等 合板等 畳、ビニールタイル等 電気設備、給排水、衛生設備 特になし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため 使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	延 119.07㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 別添間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	建物は各所に経年相当の劣化がみられる。 室内のほとんどは生活ゴミであふれている。 北西端に下屋が設置されている。 対象建物について、建築時期、構造、種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なおアスベスト使用の詳細については専門機関の分析調査を要する。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	54,800	1.02	196.82	0.80	8,801,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価公示標準地〔仙台太白-13〕

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 $52,300\text{円/㎡} \times 102.7/100 \times 100/100 \times 100/98 \approx 54,800\text{円/㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：概ね標準的

◇ 地域格差：街路条件-2% (0.98)

イ 個別格差：角地+2% (1.02)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じ、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	165,000	119.07	0.01	196,000

ウ 現価率

経済的耐用年数は満了しているので、残価率1%をもって現価率を1%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
1	8,801,000	1.00	0.05	敷地占有利益	440,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

②評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) (2①エ) イ	共有 持分 ウ	占有減価 修正 エ	市場性 修正 オ	競売市場 修正 カ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ×カ
1	8,801,000	- 440,000	1/2	1.00	0.90	0.60	2,257,000
2	196,000	+ 440,000	1/2	1.00	0.90	0.60	172,000
一括価格(合計)							2,429,000

エ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 市場性修正：本物件は、土地及び建物の持分の土地建物一体の評価であり、市場性の減退が認められることから応分の修正を行った。

カ 競売市場修正率：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価公示標準地〔仙台太白-13〕

所 在：仙台市太白区ひより台14番678「ひより台49-35」

価 格：52,300円／㎡

位 置：仙台市地下鉄東西線「八木山動物公園」駅 2.9km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：192㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北西6m市道

用 途 指 定 等：市街化区域、第一種低層住居専用地域（建ぺい率50％、容積率80％）

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 建物図面・各階平面図
- 4 間取図

以 上

物 件 目 録

1 所 在 仙台市太白区ひより台

地 番 1 番 2 0

地 目 宅地

地 積 1 9 6 . 8 2 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 仙台市太白区ひより台 1 番地 2 0

家屋 番号 1 番 2 0

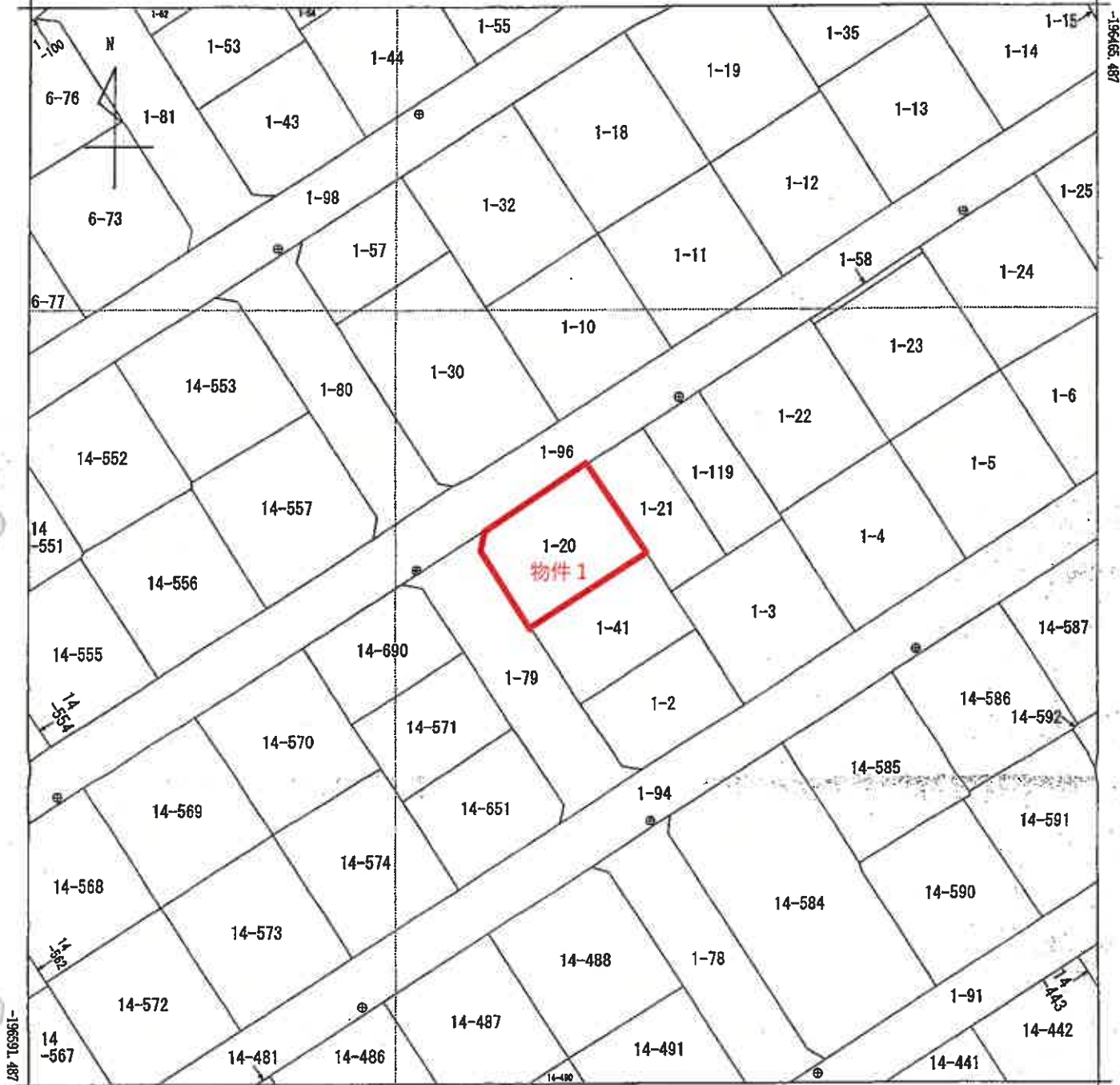
種 類 居宅

構 造 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建

床 面 積 1 階 8 7 . 4 8 平方メートル
2 階 3 1 . 5 9 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1





-789.874 (座標補正：測量成果)
(注) 国土交通省国土院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
ひより台

請求部分	所 在 仙台市太白区ひより台					地 番	1番20			
出力尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	平成16年3月5日				備付年月日(原図)	平成16年3月24日			補事 記項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局管轄)

令和7年6月23日
札幌法務局

登記年月日：昭和55年2月12日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局管轄)

令和7年6月23日

札幌法務局

登記官

地図整理番号：M24974

320463

各階平面図

建物平面図

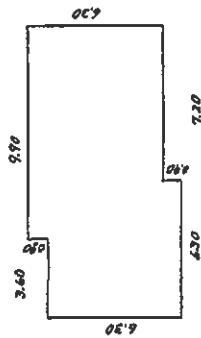
1番20物件2

家屋番号

建物の所在
仙台市御取手四郎太1番地20

ひより台

1階

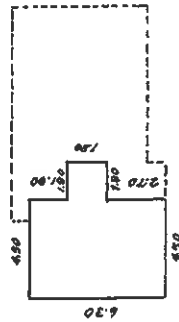


床面積

$3.60 \times 6.30 = 22.6800$
 $2.70 \times 7.20 = 19.4400$
 $7.20 \times 6.30 = 45.3600$

計 87.4800[㎡]

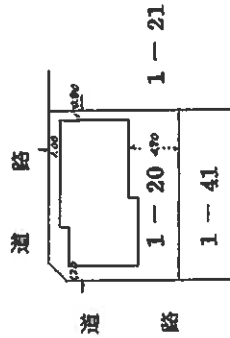
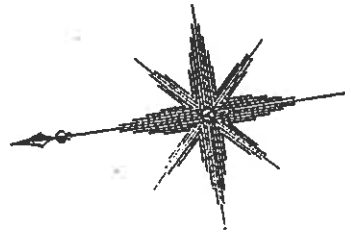
2階



床面積

$4.50 \times 6.30 = 28.3500$
 $1.80 \times 1.80 = 3.2400$

計 31.5900[㎡]



(面積表)

作製者
仙台市
土地調査士
家屋

手 2月4日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(合会用紙)

55.2.12 A4 半に縮小

間 取 図

